

○前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

平成21年3月30日

条例第13号

改正 平成28年3月30日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定により長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額を、当該申請に係る建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の数（以下「同時申請住宅数」という。）で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

工事の種別	建築物全体の住宅の数	金額
新築	1戸のもの	1万8,000円
	2戸以上5戸以下のもの	3万3,000円
	6戸以上10戸以下のもの	5万2,000円
	11戸以上25戸以下のもの	9万2,000円
	26戸以上50戸以下のもの	16万1,000円
	51戸以上100戸以下のもの	27万9,000円
	101戸以上200戸以下のもの	51万4,000円
	201戸以上のもの	72万5,000円
増築又は改築	1戸のもの	2万6,000円
	2戸以上5戸以下のもの	4万8,000円
	6戸以上10戸以下のもの	7万6,000円

1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	1 3 万 5, 0 0 0 円
2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	2 3 万 6, 0 0 0 円
5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	4 0 万 8, 0 0 0 円
1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	7 3 万 4, 0 0 0 円
2 0 1 戸以上のもの	1 0 6 万 2, 0 0 0 円

2 申請者は、当該申請に係る建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合においては、前項の手数料のほか、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額に4、200円を加えて得た額の手数料を納付しなければならない。

工事の種別	建築物全体の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）	金額
新築	200平方メートル以下のもの	10万5,000円
	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	12万6,000円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	21万円
	1,000平方メートルを超え1,500平方メートル以下のもの	31万5,000円
	1,500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	42万円
	2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	52万5,000円
	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	68万3,000円
	5,000平方メートルを超え7,500平方メートル以下のもの	84万円
	型数が20以下のもの	84万円
	型数が21以上のもの	94万5,000円

もの		
7, 500平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	型数が20以下のもの	99万8,000円
	型数が21以上のもの	110万3,000円
1万平方メートルを超え1万5,000平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	147万円
	型数が31以上のもの	168万円
1万5,000平方メートルを超え2万平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	168万円
	型数が31以上のもの	199万5,000円
2万平方メートルを超え3万平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	220万5,000円
	型数が31以上のもの	252万円
3万平方メートルを超え4万平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	273万円
	型数が31以上のもの	304万5,000円
4万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	325万5,000円
	型数が31以上のもの	357万円
5万平方メートルを超え10万平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	483万円
	型数が31以上のもの	514万5,000円

	下のもの		
	10万平方メートルを超えるもの	型数が30以下のもの	525万円
		型数が31以上のもの	577万5,000円
増築又は改築	500平方メートル以下のもの		10万8,000円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの		17万3,000円
	1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの		35万8,000円
	2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの		64万7,000円
	5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの		111万円
	1万平方メートルを超え2万平方メートル以下のもの		205万5,000円
	2万平方メートルを超え3万平方メートル以下のもの		295万1,000円
	3万平方メートルを超えるもの		364万2,000円

注 この表において「型数」とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住宅の種類の数を用いる。

- 3 申請者は、当該申請に係る建築物が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により設計されたものの場合においては、前2項の手数料のほか、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

建築物全体の床面積	金額
2,000平方メートル以下のもの	4万2,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	7万4,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	10万5,000円
5万平方メートルを超えるもの	15万8,000円

4 申請者は、当該申請に係る建築物が1戸建ての住宅の場合においては、第1項の手数料のほか、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

床面積	金額
200平方メートル以下のもの	5万3,000円
200平方メートルを超えるもの	6万3,000円

5 申請者が、当該申請に係る住宅の構造及び設備が法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものを添えて当該申請をする場合にあっては、前3項の規定は、適用しない。

6 申請者は、法第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手数料のほか、申請1件につき、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定により確認を申請する者が、前橋市建築基準法関係手数料条例（平成12年前橋市条例第29号）の規定により納付することとなる手数料に相当する額を同時申請住宅数で除して得た額の手数料を納付しなければならない。

7 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者は、申請1件につき、1万2,000円の手数料を納付しなければならない。

8 第1項から第3項まで及び第6項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（平28条例22・一部改正）

（手数料の徴収等）

第3条 手数料は、申請の際に徴収する。

2 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、この条例に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第22号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。